

# ～園芸用出荷用資材価格高騰対策事業のご案内～

宮城県では、園芸作物流通に係る出荷用資材価格が高騰していることから、県内の園芸生産者の経営に及ぼす影響を軽減するため、**令和3年度から増加した出荷用資材費の一部を支援します。**

## 1 支援対象

### 【事業実施主体】

次の（1）から（3）までのいずれかに該当し、（4）と（5）を満たす者

（1）農業協同組合

（2）営農集団（3戸以上の取組主体の要件を満たす生産者の組織する団体で、代表者の定めがあり、かつ組織及び運営について規約の定めがあるものに限る。）

（3）取組主体の要件を満たす農業法人又は個人生産者

ただし、個人生産者については、農業協同組合員でない者及び営農集団に属さない者に限る。

（4）暴力団又は暴力団員等でないこと

（5）県税に未納がないこと

### 【取組主体】

次の（1）から（3）までを全て満たす者

（1）県内における園芸作物の栽培面積が概ね10a以上であり、その園芸作物を販売する者

（2）暴力団又は暴力団員等でないこと

（3）県税に未納がないこと

## 2 支援内容

### （1）高騰した園芸用出荷用資材費の補助

令和7年度の園芸作物流通に係る出荷用資材費のうち、令和3年度から増加した経費の一部を補助。

### 【補助対象となる園芸用出荷用資材】

園芸作物を出荷するために必要な段ボール、包装フィルム、トレー、袋、パック、フルーツキャップ、緩衝材、ネット、テープ、シール等の消耗品  
※複数年使用できる資材は対象外（鉄コンテナ、プラスチックコンテナ、パレット等）

#### 【補助金額の算出方法】（千円未満切り捨て）

補助金額 = 【令和7年度（※1）の出荷用資材費（税抜き）】 × 0.144（※2） × 1/2（補助率）

※1：出荷用資材費は支払実績をもって算出することとし、令和8年1月から3月までの出荷用資材費は前年同月の支払実績をもって算出する（令和7年1月から3月までの支払実績で算出する）

※2：令和7年度の出荷用資材費に対する令和3年度から増加した経費の割合（農林水産省「農業物価統計」をもとに県が算出）

#### 【補助下限額】

補助下限額：取組主体1戸あたり20,000円（補助金額が19,999円以下の場合は補助対象外）

※令和7年の園芸用出荷用資材の支払金額（税込み）で305,555円以下の場合は補助対象外。

※予算を超えた申請があった場合は、予算の範囲内で執行するため、申請額を一定割合で減額して交付する。

#### 【事例】

園芸用出荷用資材に係る令和7年1月～12月の支払実績が4,321,000円（税抜）の場合

補助金額 = 4,321,000円（税抜） × 0.144 × 1/2 = 311,000円（千円未満切り捨て）

※実際の補助金額算出にあたっては 園芸用出荷用資材支払状況報告書（別記様式第2号） をご活用ください（支払金額の入力により自動計算されます）

### （2）事務的経費の補助

※対象：農業協同組合、その他営農集団が取りまとめて申請する場合

本事業を実施するために直接必要な経費を補助（事業実施主体が本来業務で行うべきものを除く）

#### 【補助対象経費】

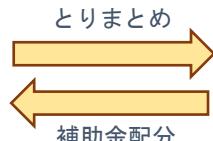
旅費、役務費、使用料、通信費、消耗品費、人件費、その他経費

#### 【補助上限額】

（1）の事業で申請する補助対象経費の3%以内（千円未満切り捨て）

## ＜事業の流れ＞

【取組主体】  
農業法人  
個人生産者



【事業実施主体】  
各農業協同組合  
営農集団

【事業実施主体】  
農業法人  
個人生産者



県  
園芸推進課

# 主なQ & A

## Q1. 補助金の申請方法とスケジュールは？

A1. 取組主体には、事業実施主体（JA等）を通じて補助金を配分します（農業法人が単独で申請する場合は農業法人に直接交付）。申請方法とスケジュールは以下のとおりです。

- ①令和8年2月13日まで：事業実施主体（JA等）から県園芸推進課に交付申請
- ②令和8年3月：交付決定（額の確定）
- ③令和8年3月下旬頃：県から事業実施主体（JA等）への補助金の交付

（1）取組主体（個人生産者等）が事業実施主体（農業協同組合等）を通じて申請する場合

事業実施主体（JA等）から県への申請資料	取組主体（個人生産者等）→事業実施主体（JA等）
<ul style="list-style-type: none"><li>・交付申請書（別記様式第1号）</li><li>・園芸用出荷用資材支払状況報告書（別記様式第2号-1、別記様式第2号-2）</li><li>・出荷用資材ごとの名称、金額、支払日及び支払先が確認できる証拠書類（領収書等）の写し</li><li>・暴力団排除に関する誓約書（別記様式第3号）</li><li>・宮城県税の納税証明書（※申請日の3か月以内に発行されたもの）</li><li>・事務的経費の内容が確認できる証拠書類</li><li>・振込先の証明書類（通帳の表紙・裏表紙など、口座部分が記載されているもの）</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・園芸用出荷用資材支払状況報告書（別記様式第2号-2）</li><li>・出荷用資材ごとの名称、金額、支払日及び支払先が確認できる証拠書類（領収書等）の写し</li><li>※農業協同組合から販売実績のある出荷用資材については、農業協同組合がまとめて資料作成することも可能としますが、農業協同組合以外から購入した出荷用資材について申請する場合は、農業協同組合が指定する期日までに上記資料の提出が必要です。</li></ul>

（2）農業法人又は個人生産者が事業実施主体として申請する場合

※個人生産者については、農業協同組合員でない者及び営農集団に属さない者に限る。

事業実施主体（農業法人又は個人生産者）から県への申請資料
<ul style="list-style-type: none"><li>・交付申請書（別記様式第1号）</li><li>・園芸用出荷用資材支払状況報告書（別記様式第2号-2）</li><li>・出荷用資材ごとの名称、金額、支払日及び支払先が確認できる証拠書類（領収書等）の写し</li><li>・暴力団排除に関する誓約書（別記様式第3号）</li><li>・宮城県税の納税証明書（※申請日の3か月以内に発行されたもの）</li><li>・振込先の証明書類（通帳の表紙・裏表紙など、口座部分が記載されているもの）</li></ul>

## Q2. 証拠書類に経費内訳の記載がない場合は補助対象となるか？

A2. 「出荷用資材経費一式」や「出荷手数料」など、経費の内訳が明らかでない場合は補助対象外となります。購入先に経費内訳を確認し、その内容を証拠書類に添付又は手書きで記載願います（記載例：支払金額100,000円のうち、段ボール分が70,000円であることを支払先に確認済み）。

## Q3. 出荷用資材の支払いが令和8年になる場合は補助対象外か？

A3. 出荷用資材の支払いが令和8年になる場合は補助対象外です。令和7年中に納品されていても、支払いが令和8年になる場合、納品後に返品や割引があると、補助金を過剰に交付することになるため、令和7年1月から12月までに支払実績があるものを補助対象とします。

※ その他、ご不明点は下記お問い合わせ先にご連絡ください

### 問い合わせ先

宮城県農政部 園芸推進課 園芸振興班

TEL : 022-211-2843 FAX : 022-211-2849 E-mail : [engei-shinko@pref.miyagi.lg.jp](mailto:engei-shinko@pref.miyagi.lg.jp)

又は事業実施主体の所在地を所管する県地方振興事務所（地域事務所）農業振興部